

公立大学法人青森公立大学の第2期中期目標期間 終了時における業務・組織全般の検討（案）

1 趣旨

設立団体である青森市は、地方独立行政法人法第79条の2第1項に基づき、青森公立大学の業務の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものである。

○根拠法令（地方独立行政法人法）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第2期中期目標終了時の検討及び措置

- ・市が総合計画に掲げた将来都市像「市民一人ひとりが挑戦する街」の実現のためには、本市の未来を担う人材を育成する「ひと創り」が重要であり、公立大学の業務を継続する必要性は高い。
- ・公立大学は、公立大学法人化によるメリットを活かして自律的かつ弾力的な大学運営に取り組んでいるとともに、時代の変化や学生のニーズなどに迅速で柔軟な対応、地域貢献や研究の推進、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保などを図るための組織構築を進め、財務の効率化も含めて、法人化したことによる高い効果をあげている。
- ・公立大学の第2期中期目標期間終了時見込業務実績評価の結果から、業務及び組織の全般について、適切かつ妥当な運営が図られたといえる。

以上を踏まえ、引き続き、市が設立する公立大学法人として、市との連携の下、業務を継続させることとする。

※なお、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価において、組織、業務運営等に係る改善事項としては「特に改善勧告を要する事項はない」とされたものの、第3期中期目標期間における取組に際しては、以下の意見を反映させるよう要請する。

〔評価委員会からの意見〕

- ・大学院課程については、大学院改革を行っていくとしたところであるが、今後はその成果が現れるよう取組を行うことを求める。
- ・職員を対象とする業績評価を試行したところであるが、その試行結果を踏まえて早期に本格的に実施することを求める。
- ・教員を対象とする人事評価の試行が実施されていないことから、一層の検討と取組を求める。
- ・受託研究・受託事業等による外部研究資金については、引続き獲得に努めることを求める。